様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	福祉部福祉政策課
委託業務名	令和５年度物価高騰対策緊急支援給付金対応業務（支払管理システム対応）
委託業務場所	大津市御陵町３番１号
概　要	物価高騰対策緊急支援給付金の支払管理システムの構築等
契約期間	令和５年５月８日から令和６年１月３１日まで
契約年月日	令和５年５月８日
契約金額	３，２９３，４００円
契約の相手方	〔所在地〕京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町１ 〔名　称〕富士通Ｊａｐａｎ株式会社　京都公共ビジネス部
契約相手方の選定理由	「当該給付金で利用するシステムは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給にあたって開発したシステムであり、令和４年度物価高騰対策緊急支援給付金（１世帯５万円給付）の実施の際にも改修を行った後、利用した。 　今回の給付金の支給にあたってもほとんどの対象世帯が令和４年度の給付金と重複しており、口座情報等を活用することが効率的であることから、同システムの改修で対応する。 当該選定業者は、当該給付金支給管理システムの構築を行った業者であり、同システムに係る専門的な知識と技術を有し、迅速な対応が可能なため、同業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号及び第４号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。